

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起きる翌日が休日には、その日は、

鳥取県告示第三十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
谷口 医院	鳥取市南町四二五	昭和五十四年一月十四日

白井眼科医院	鳥取市西町四丁目四二五	昭和五十四年一月六日
--------	-------------	------------

古賀歯科医院	米子市天神町二丁目四八	昭和五十四年一月十一日
--------	-------------	-------------

大月歯科医院	倉吉市上井三一六一六	昭和五十四年一月四日
--------	------------	------------

岡本歯科医院	米子市加茂町一丁目三六	昭和五十四年一月一日
--------	-------------	------------

岡本歯科医院 皆生診療所	米子市上福原一八三八一一五	"
-----------------	---------------	---

桔梗堂薬局	米子市東倉吉町七八	昭和五十四年一月四日
-------	-----------	------------

◇選管告示

- 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
- 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十四年一月十六日

木 村 清	鳥取県知事 平 林 鴻 三
	登録の記号及び番号 鳥取県第三六七号 登録の年月日 昭和五十三年十二月十六日

鳥取県告示第三十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

岡本歯科医院	所 在 地	申出の受理の年月日
米子市上福原一八三八一一五	米子市加茂町一丁目三六	昭和五十四年一月一日

鳥取県告示第四十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
岡本歯科医院	米子市加茂町一丁目三六	申出の都道府県名
岡本歯科医院 皆生診療所	米子市上福原一八三八一一五	全国
桔梗堂薬局	米子市東倉吉町七八	昭和五十四年一月一日
	"	"
		昭和五十四年一月四日

鳥取県告示第四十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

桔梗堂薬局	米子市東倉吉町七八	昭和五十四年一月四日
-------	-----------	------------

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町笠木字横萱山三〇七三の二、字拾歩一山三〇七六の二、
三〇七八の一、

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第四十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字下中谷字大林二六七四の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大呂字大ヌケ九七四(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四十四号

米子市尚徳三ヶ堰土地改良区から申請のあつた土地改良(三ヶ堰地区は場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十四年一月十日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（久米地区は場整備）事業の変更計画を定めたので、同法同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平林鴻三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十七号

昭和五十三年十月三十日付で鹿野町から申請のあつた土地改良（山根地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平林鴻三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第四十六号
昭和五十三年十月三日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（宇治地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月十六日

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十八号

昭和五十三年十二月四日付けで三朝町から申請のあつた吉田地区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条（昭和四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年十二月二十八日 鳥取県指令受米土維第千四百三十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市旗ヶ崎字熊沢開及び字熊沢山屋敷並びに安倍字荒神森

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市尾高町六六番地

坂口合名会社

代表社員社長 坂口平吉郎

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

山口 享後援会	西尾 圭介	岸本 佳治	八頭郡河原町谷一 ○三三
中原修治後援会	藤原 実夫	田中 正昭	
廣島了輔後援会	茅野 正治	茅野 猛行	米子市角盤町一丁目 一四六
柏木寿男後援会	森川 善次郎	西尾 寿栄	米子市夜見町四〇六
原田一雄後援会	原田 安春	松本 誠一	境港市明治町一
自由民主党鳥取市日進支部	浜本 義郎	牧田 吉保	
生田薰後援会	大太 幸正	上杉 義雄	
牧田実夫後援会	松尾国太郎	野々村律夫	東伯郡北条町弓原二五三
福島進後援会	中島 実	西谷 重幸	米子市西福原一、三六一
芝岡要後援会	戸田 忠彦	宮三 基秋	鳥取市巣城三六三一九
福島進後援会	今田 金治	坂田 吉夫	米子市角盤町一丁目 一七
ひのけん 松原一男後援会	山口 博後援会	日野郡日野町根雨	米子市西福原一、三六一
さねしげ一男後援会	山田 登	日野郡日野町根雨	政黨
小笛 良後援会	池山 博久	日野郡日野町根雨	その他 政治団体
小笛 誠治	藤岡 晓	日野郡日野町根雨	
米子市大崎二、〇四七、	米子市祇園町二丁目 一四一	日野郡日野町根雨	
"	"	"	"

栗原三八郎後援会	和田卓一郎	小林嘉久	境港市松ヶ枝町二八
広江はじめ後援会	越河勇	田口実	米子市上後藤三三一
田丸喜久治後援会	角田春雄	広田仁三郎	米子市愛宕町六〇
一岡忠雄後援会	細田光男	竹田吉藏	八頭郡八東町才代一〇五一
八幡博挙後援会	八幡和男	八本喜則	米子市上福原一、九一一
徳沢義夫後援会	森原三登	徳沢幸人	鳥取市吉海一八
宇田洋後援会	都田一雄	山本秀雄	西伯郡会見町天万九八一
湯浅研治後援会	内田広	枯木肇	米子市彦名町一、三三一
中島勇吉後援会	木山精	東芳太郎	米子市旗ヶ崎六一〇一一
高木敏幸後援会	井中清治	岡島正美	八頭郡河原町布袋二二九
安達昭男後援会	古井栄	井田愬	米子市和田町二、五六七
中村卓朗後援会	雜賀勲	中村哲朗	西伯郡会見町
相沢英之市後援会	広吉卓蔵	山下宗	倉吉市昭和町一八〇一六
倉吉市後援会	杉山義雄	鉄山義雄	西伯郡西伯町東町三一六
足立六郎後援会	石井良寿	若原光五郎	米子市博労町三丁目一〇二
福田次芳後援会	正一	八〇一一	"
松田勝三	松田勝三郎	"	"
梶野善三郎	"	"	"
米子市博労町三丁目一〇二	"	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第一二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

中西 鉄夫 後援会	岡村	昭雄	上住	研治	鳥取市今町一丁目二三〇
谷口 武後援会	西垣	勲	坂口	博	鳥取市南町四二五
吉田 達男 後援会	村上	敏三	植田	静夫	岩美郡岩美町浦富一、〇三四一四
池沢 源蔵 後援会	河口	重光	谷川	もと	氣高郡氣高町奥沢見一、〇一七
鳥取県選挙管理委員会告示第二号					
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。					
昭和五十四年一月十六日					
鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章					
政治団体の名称	異動事項				
徳安 実藏 東部後援会	会計責任者	新			
常田 たかよし 後援会	所の所在地	旧			
三森 政治 後援会	鳥取市西町一丁目一〇八	絹川 浩	稻村 一夫		
三森 政治 口日野 後援会	日野郡日南町生山一六九〇	鳥取市西町三丁目一〇一	日野郡日南町三采一七八		
西尾 義昭 後援会	日野郡江府町美用五三〇	日野郡江府町江尾一八五三	鳥取市数津一六四		
"	鳥取市吉成打明ケ八一五				

斎木 幸福 後援会	"	米子市自久美町 二八一一
足芝 孝幸 後援会	会計責任者	西村 正道
常田たかよし後援会	所主の所在事務	鳥取市庖丁人町二
鳥取県自治同志会	代 表 者	鳥取市西町一丁目八〇八
野津ひであき後援会	岸 本 寛	大谷 良輔
"	西 尾 圭 介	井 上 健 治
	安 本 棟 夫	

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

昭和五十四年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十四年一月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一日時 昭和五十四年一月十七日(水) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

- 1 鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程について
- 2 統一地方選挙について